

# 要 望 書

平成30年7月豪雨に伴う災害に対する要望

平成30年8月

岡 山 県

本県では、平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、60人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、住家被害は、全半壊が5,700棟を超え、床上浸水は4,500棟以上に及んでいます。

また、道路、河川、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動への影響も深刻となっています。

こうした中、住民の生命・身体安全確保を最優先に、被災地の応急復旧、被災者の支援等に全力を挙げて取り組んでいるところであり、国においては、発災直後から人命救助活動をはじめ、被災者支援、災害廃棄物の撤去、河川の応急復旧など、様々な形で多大の御支援をいただいているほか、8月3日には、予備費を活用して1,000億円規模の被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージを決定していただき、感謝申し上げます。

一方で、今回の豪雨災害は、被害が広範囲にわたる上に、その影響も多岐にわたり、復旧に向けては、過去最大規模の費用や時間が必要となることが見込まれております。

県は、復旧復興に向けて、確たる歩みを続け、この困難を必ず乗り越える決意であり、県民の生活や経済活動が速やかに回復するよう、引き続き次の事項について、御支援を賜りますようお願いいたします。

平成30年8月8日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 被災農林漁業者の経営再建に向けた支援

### (1) 経営体育成に対する支援

#### ①「被災農業者向け経営体育成支援事業」の拡充

- ・事業の実施に当たっては、十分な予算の確保を行うこと。
- ・個人所有の農業用施設用地や農業用施設と一体である農地等の復旧についても対象とすること。

#### ②被災畜産物の損失に対する支援

- ・道路等のインフラの断絶等のため、やむを得ず畜産物の廃棄を行った農家に対する損失の補てんを行うこと。

### (2) 鳥獣被害防止対策への支援

鳥獣被害防止総合対策交付金について単純復旧等も対象とするとともに、十分な予算を確保すること。

### (3) 収入保険制度

被災した農家については、収入保険の補てんの基準となる基準収入の算定に当たって、特段の配慮を行うこと。

【背景】 収入保険の補てんとなる基準収入は、過去5年間の収入を平均して算定するため、平成31年以降5年間の補てん額が大きく減少することとなる。

## 2 共同利用施設の早期復旧・復興への支援

### (1) 共同利用施設の早期復旧・復興への支援

#### ①「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」の十分な予算措置を講じること。

#### ②共同利用施設の災害復旧事業に関して、県内全ての地域を「告示地域被害激甚市町村」として指定すること（補助率の嵩上げ）。

#### ③現行事業では補助対象施設となっていない共同利用施設の機能を有する被災農産物販売施設（直売所）を補助対象とすること。

【背景】 現行事業では、直売所で農産物の加工、集出荷場、低温倉庫など複合的機能を持った極めて共同利用施設に近い性格を有しているものが、補助対象外となっている。

④現行事業での対応が困難な被災共同利用施設（選果場・荷捌き所等）の修繕に対する復旧事業の創設

・共同利用施設の修繕に対し、1 / 2 補助の条件で再取得価格まで対象とする事業を創設すること。

【背景】 被災した共同利用施設の中には、取得時期が古く施設の評価額が低いため、現行事業で修繕が困難な場合がある。

### 3 農地や農業用施設等の早期復旧への支援

#### (1) 農地や農業用施設等の復旧に必要な予算の確保及び特段の支援

①災害復旧事業（暫定法、負担法）の予算を確保すること。

②災害復旧関連事業等の予算を確保するとともに、農家や市町村・県の負担を軽減すること（災害復旧事業並みの取扱い）。

#### (2) 災害復旧事業の制度拡充・要件緩和

①調査や査定設計書作成を災害復旧事業の補助対象とすること。

②再度災害防止対策を災害復旧事業の補助対象とすること。

③小規模災害への支援を拡充すること。

④土地改良法施行前に国が造成した井堰等の農業用施設を直轄災害復旧事業の対象とすること。

#### (3) 「多面的機能支払交付金」の有効活用

「多面的機能支払交付金」を活用し、被災した農地・農業用施設を早急に復旧するため、本年度の予算を確保すること。

#### (4) 水没した排水機の更新への柔軟な対応

応急整備で稼働する機器のうち、第三者専門機関（ポンプメーカー等）から正常稼働の保証が受けられない機器については、更新を災害復旧事業の対象とすること。

【背景】 被災した排水機場の多くは、原動機の更新を行ったばかりであり、今後20年以上安定的に稼働する条件が整っていた。水没後に応急的整備で稼働することは可能であるが、長期にわたり安定的に稼働する保証が受けられない。

#### (5) ため池に関する総合的な対策の実施について

①農業用水の確保等のため、現在利用しているため池の補強等について、財政支援の強化と事業予算を確保すること。

②農業用ため池の過半数は造成から100年以上経過するなど老朽化しており、今後とも、決壊等による災害の発生が想定されることから、地域の実情に応じて、利用しないため池の廃止を集中的かつ円滑に進めるため、ため池廃止手続きの簡素化及び必要な予算を確保すること。

#### 4 森林・林業・木材産業の復旧・復興への支援

##### (1) 治山林道関係災害の早期復旧への支援

- ①治山林道関係の予算を確保・拡充するとともに、災害査定事務等の簡素化・迅速化を図ること。
- ②後年度対応となる治山事業に対する予算を確保・拡充するとともに、採択要件を緩和すること。
- ③航空レーザ計測による治山林道等の被災地調査を、早急に、県の要望も含め広範囲に実施すること。

##### (2) 被災した森林の整備及び森林作業道の復旧への支援

- ①森林整備事業（公共）の国庫補助率を加算すること。
- ②合板・製材生産性強化対策事業（非公共）等で整備した森林作業道の復旧支援
  - ・森林整備事業（公共）の活用による迅速な対応を行うとともに、財源の確保を行うこと。

##### (3) 林業関係施設の復旧への支援

被災した製材工場等の早期復旧・復興に向け、破損した施設・機械設備等の再整備に向けた支援制度を拡充すること。

#### 5 水産業の復旧・復興への支援

##### (1) 海域に流出したごみ等の回収・処理への支援

災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底堆積物を緊急的に回収・処理した漁業者への支援を行うこと。

【背景】 海域に流出した大量の流木等が船舶航行や漁業操業に支障を来すため、漁業者が緊急的に流木等の回収作業を行ったが、個々の漁業者が緊急的に行った回収作業への支援がない。